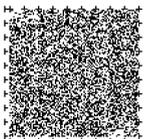


佐田委員提出資料



1. 地域移行への意見

第4期障害福祉計画には地域移行の方向について以下のように記載してあります。これらの計画についてその進行状況と施策展開における問題点と課題を深めた上で、時期計画への提言をまとめることが必要ではないか。

●現状

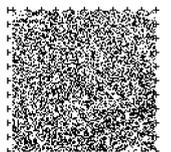
第3期東京都障害福祉計画において は、平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者のうち3割(2,204人)以上が地域生活へ移行することを目標としてきましたが、平成25年度末時点の移行者数は1,212人とどまっています。施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、入所者の障害の重度化、本人・家族や施設職員に対する更なる理解の促進、都外施設も含めた施設相互や施設と相談支援事業所等との連携の強化等の課題に対応していく必要があります。

●取組

入所施設等に配置した地域移行促進コーディネーターが近隣の施設と連携して、ピアサポート活動による普及啓発や、グループホームの体験利用等を通じて、施設入所者が地域での生活を具体的にイメージできるよう働きかけ、地域移行を促進していきます。あわせて、コーディネーターによる都内施設と都外施設相互間の連携や、区市町村、相談支援事業所等との連携体制を構築することで、移行先での住まいの確保やサービス利用等の調整を円滑に行える体制を確保します。

地域移行を進めるためには、住民に身近な自治体である区市町村が主体となり、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制を確保するとともに、施設入所者本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要があります。

区市町村による地域生活への移行や定着の取組を一層推進するため、地域生活へ移行した重度の障害者等が安心してグループホームで生活するための支援や、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進、単身生活を希望する障害者への支援等について、障害者施策推進区市町村包括補助事業により支援していきます。



●評価

東京都においては、次のような実情を踏まえる必要があります。
在宅及び障害児施設等における入所待機者が一定数で推移していることに加え、現在は**家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」**を見据える必要があります。

さらに、最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、**入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズ**に添えていかななくてはなりません。

そのため、地域生活への移行や在宅障害者の地域生活を積極的に支援する機能を強化した上で、都内の未設置地域において「**地域生活支援型入所施設**」を整備していく必要があります。

●計画

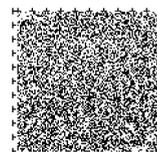
本計画では、区市町村と連携し、入所待機者等の実態の把握に努めるとともに、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとするこれまでの計画の目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組んでいきます。

その際、新たな施設入所者については、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要があります。

また、18歳以上の入所者に対応するため、障害児入所施設が障害者支援施設へ移行する場合には配慮していきます。

.....
(1) 地域移行がすすまない現状をどう考えるの、この点の解明を丁寧に行っていく必要がある。

(2) 入所施設の待機者が依然として多数にのぼっている。今後親も障害者も高齢化するなかで、「暮らしの場」をどうつくっていくか大きな課題となっている。こうした事態に
応える計画としていくことが求められているのではないか。地域移行の進展が十分図れていない事と併せ、解明をした上で計画を立てていく必要があるのではないか。



2. 障害児支援について

◆障害のある子どもの放課後活動について

放課後等デイサービスは現在、全国で事業所 1 万か所、利用者 15 万人にも達している。これは歓迎すべきことだが、2つの問題が問われている。

1 つは、「もうけ主義」が広がっていること。例えば、本来は私費で行なわれるような塾やスポーツ教室などを運営するフランチャイズも入り込んで、利潤を追求している。膨大な公費が、私的な利益のために使われていると言わざるをえない。

もう 1 つの問題は、事業所間で財政的な格差が広がっている。全国放課後連（障害のある子どもの放課後保障全国連絡会）が 2016 年に行なった事業所調査では、収支差率を示す折れ線グラフが「M 字曲線」を描いており、平均値が M 字の谷間に当たることがわかる。つまり、財政的なゆとりの大きい事業所がある一方で、子ども 1 人当たりの活動時間や指導員の人数を十分に確保している事業所では財政的な困難におちいつているなど、「2 極化」が進んでいる。

これら 2 つの問題を重ね合わせてみたとき、事態の深刻さがいっそう明らかになっている。つまり、必ずしも、「質のよいものが生き残って、質のよくないものが淘汰される」のではなく、「質のよくないものが生き残って、質のよいものが駆逐される（悪貨が良貨を駆逐する）」おそれが非常に高いことがある。これは、きわめて由々しき問題といえる。

そして、このような「もうけ本位」や「事業所の財政格差」が生じる原因の根本には、そうしたことを許容する制度の仕組みにある。

都として、国の制度を基準にして福祉事業を展開するのであれば、真摯に活動している事業所が存続・発展していけるように、2018 年度の報酬改定に向けて、制度の仕組みを抜本的に改善することを国に強く求める必要がある。そうした状況のなかで、当面の改善策として、以下の点について提言に盛り込むことが必要ではないか。

- 私たちの平均的な指導員配置は 10 : 7~6 です。重度障害をもつ子どもは、1 : 1 で対応しなければならない場合もある。国の指導員配置基準や指導員加算は実態にまったく合っていない。都として、指導員加算や重度加算を設けることが必要ではないか。
- 利用料の上限月額は、「3 万 7200 円」「4600 円」という、かなり大きな幅のある設定になっている。上限月額が 3 万 7200 円の世帯で利用抑制が見られたり、4600 円の世帯でも利用料支払いの滞りがあつたりする。これは決して、「応能負担」の原則にもとづいた状況とはいえない。都として、利用料負担の軽減・緩和策をとる必要があるのではないか。
- 送迎加算の対象は、クルマを運行した場合に限られている。しかし都市部特に東京において、特別支援学校に多数のクルマが殺到することは、駐車場の確保が困難になるなど、好ましい状況とはいえない。また、徒歩・交通機関を利用することは、子どもの社会性を伸ばす機会にもなりえる。徒歩・交通機関による送迎を奨励するためにも、都として、徒歩・交通機関も送迎加算の対象とする必要がある。

